

## 鶴岡市建設工事条件付き一般競争入札実施要綱

平成 19 年 4 月 1 日鶴岡市告示第 202 号

改正平成 25 年 3 月 29 日鶴岡市告示第 79 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の請負契約において実施する一定の資格要件を満たした者による一般競争入札（以下「条件付き一般競争入札」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 条件付き一般競争入札の対象となる工事は、予定価格 1 億円以上の工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、災害の復旧等の特に緊急を要する工事、施工上特殊な専門技術（特許工法等を含む。）を必要とする工事その他特別な事情がある工事については、この限りでない。

(入札の公告等)

第 3 条 市長は、条件付き一般競争入札を実施するときは、鶴岡市契約に関する規則（平成 17 年鶴岡市規則第 54 号。以下「規則」という。）第 15 条の規定により公告するとともに、その周知を図るものとする。

(入札参加者の資格)

第 4 条 条件付き一般競争入札に参加することができる者は、次に掲げる条件を満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しないこと。
- (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の建設業の許可（以下「建設業の許可」という。）のうち、当該工事に該当する業種の許可を受けていること。
- (3) 規則第 26 条第 2 項に規定する競争入札参加者名簿に登録されている者であること。
- (4) 鶴岡市競争入札参加資格者指名停止要綱（平成 17 年鶴岡市訓令第 35 号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により更正手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始

の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(6) 入札参加資格確認申請書の提出の日から当該工事の工期までの間に、鶴岡市建設工事請負契約約款第49条第1項第6号の規定に該当しない者であること。

(7) その他当該工事ごとに別に定める条件を満たしていること。

2 前項に規定するもののほか、必要な参加資格要件は、鶴岡市建設工事指名競争入札参加者審査委員会（以下「審査会」という。）において定めるものとする。

（入札参加資格の確認申請書等の提出）

第5条 条件付き一般競争入札への参加を希望する者は、当該工事ごとに条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）及び必要書類（以下「確認申請書等」という。）を所定の期日までに市長に提出し、前条に規定する入札参加者の資格（以下「入札参加資格」という。）の有無の確認を受けなければならない。

（入札参加者の確認）

第6条 市長は、審査会の審議を経て、入札参加資格の有無について確認を行うものとする。

2 市長は、確認申請書等を提出した者に対し、前項に規定する確認の結果を入札参加資格確認通知書（様式第5号）により通知するものとする。この場合において、入札参加資格がないと認められた者に対しては、その理由を付すものとする。

3 入札参加資格がないと認められた者は、所定の期日までに、市長に対して、入札参加資格がないと認められた理由について、書面により説明を求めることができる。

4 市長は、前項の規定により説明を求めた者に対し、入札参加資格が無いと認められた理由に係る説明書（様式第6号）により回答するものとする。

（設計図書等の閲覧及び配付）

第7条 市長は、当該工事に係る設計図書等（以下「設計図書等」という。）を閲覧に供するものとする。ただし、必要と認めるときは、別に定める方法により希望者に交付するものとする。

2 入札参加資格があると認められた者は、設計図書等に関し質問があるときは、所定の期日までに設計図書に関する質問書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の質問書を受理したときは、質問者に設計図書に関する回答書（様式第7号の2）により回答するとともに、質問及び回答の内容を閲覧に供するものとする。

（入札の執行）

第8条 入札に参加しようとする者は、入札の執行に先立ち、入札参加資格があると認めら

れた旨の通知書又はその写しを係員に提示しなければならない。

(入札の無効)

第9条 入札参加資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(入札保証金及び契約保証金)

第10条 入札保証金及び契約保証金は、規則第3条の規定による。

(その他)

第11条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。